

議案第41号

令和5年度二宮町一般会計補正予算(第3号)

令和5年度二宮町の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,556,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年6月2日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	3 委 託 金
19 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 町 債	
	1 町 債
歳 入	合 計

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
5 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
6 商 工 費	
	1 商 工 費
9 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	4 社 会 教 育 費
	5 保 健 体 育 費
12 予 備 費	
	1 予 備 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,324,769	161,782	1,486,551
363,293	161,782	525,075
735,303	120	735,423
58,934	120	59,054
337,119	47,980	385,099
337,116	47,980	385,096
83,163	1,900	85,063
51,929	1,900	53,829
255,400	52,900	308,300
255,400	52,900	308,300
9,291,470	264,682	9,556,152

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,469,153	△26,249	1,442,904
1,244,444	△26,612	1,217,832
83,167	363	83,530
3,310,794	134,758	3,445,552
2,026,491	118,834	2,145,325
1,284,200	15,924	1,300,124
113,036	2,376	115,412
97,799	2,376	100,175
67,724	56,500	124,224
67,724	56,500	124,224
981,119	97,404	1,078,523
283,065	96,171	379,236
183,149	185	183,334
280,853	1,048	281,901
18,122	△107	18,015
18,122	△107	18,015
9,291,470	264,682	9,556,152

## 第2表 継続費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 教育費	1 教育総務費	小中学校空調設備整備事業	192,102	令和5年度	96,051
				令和6年度	96,051

(変更)

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)富士見が丘公会堂整備事業	59,400	令和4年度	11,880	59,400	令和4年度	11,880
				令和5年度	47,520		令和5年度	19,008
				令和6年度	—		令和6年度	28,512

## 第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)富士見が丘公会堂整備工事施工監理事業	4,750

## 第 4 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
小中学校空調設備整備事業債	52,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金等について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし町財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。